

# 電子契約の導入について

みよし市では、契約締結における受注者の負担軽減のほか、契約事務の効率化及びペーパーレス化を図るため、令和6(2024)年12月15日以降に公告等を行う契約案件から、電子契約を導入します。

## 1 電子契約とは

電子契約とは、電子契約システム（電子契約サービスを提供するクラウド型のシステム）にアップロードされた契約書（契約内容を記録したPDFデータ）に、受発注者双方の合意に基づく電子署名を付与することにより締結する契約です。



- (1) インターネット環境とメールアドレスがあれば利用可能です。  
(事業者側の費用負担はありません。)
- (2) 契約書の電子データを契約システム内に保管でき、契約時期や契約金額等で管理・検索できます。  
(原本データのダウンロードや印刷は可能です。)

## 2 電子契約の対象案件

**令和6(2024)年12月15日以降に発注（公告、指名通知、見積通知）する全ての契約担当課契約案件**

（一定の金額を超える工事請負契約、業務委託契約、物品購入契約、賃貸借契約）

※電子契約導入後においても、受注者が電子契約を希望しない場合は、従来どおり書面で契約締結を行います。また、変更契約の場合は、当初契約の方式（電子・書面）によることとします。  
※電子契約を希望された場合であっても、システム上の制約その他の事情により書面での契約書の作成を求める場合があります。

## 3 電子契約のメリット

- (1) 契約書の印刷、製本、郵送、押印等に要する労力や時間が削減できます。
- (2) 契約書に添付する収入印紙が不要となります。
- (3) 契約書の作成に必要な紙、印刷、郵送等の費用が削減できます。
- (4) 契約書の紙での保管が不要になり、紛失のリスクが激減します。

## 4 電子契約の利用準備

電子契約を希望される場合は、入札（見積）時に「**電子契約利用申出書**」を案件ごとに提出してください。

| 契約区分                             |                | 提出方法                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電子入札案件<br>(あいち電子調達<br>共同システム)    | 一般競争入札         | 入札時に「電子契約利用申出書」を添付してください。<br><b>CALS/EC</b> 工事費内訳書と同一ファイル別シートに様式が添付されています。                                                                                                                                    |
|                                  | 指名競争入札<br>随意契約 | 入札（見積）時に「電子契約利用申出書」を添付してください。<br>※書面での契約を希望する場合も、入札（見積）時にファイルの添付が必要となりますので、未記入の申出書をそのまま添付してください。<br><b>CALS/EC</b> 入札（見積）書提出時に「内訳書追加」を押下し、「電子契約利用申出書」を添付<br><b>物品等</b> 入札（見積）書提出時に「添付資料追加」を押下し、「電子契約利用申出書」を添付 |
| 紙入札案件                            |                | 入札（見積）書提出時に「電子契約利用申出書」を同封してください。                                                                                                                                                                              |
| 変更契約（当初契約方式<br>（電子・書面）を変更する場合のみ） |                | 変更協議時に「契約方式変更申出書」を担当課宛てに提出してください。                                                                                                                                                                             |

## 5 電子契約の流れ



(1) 電子契約システムから「電子契約書への署名依頼メール」が届きますので、電子契約書電子契約書の内容を確認し、**契約締結日（落札決定日の7日後（4月1日契約を除く。））**までに電子署名を行ってください。

（電子契約システムからのメールは「[noreply@gmosign.com](mailto:noreply@gmosign.com)」から届きますので、左記のドメインを受信可能にしてください。）

(2) みよし市が電子契約書の内容を確認し、電子署名を行うと電子契約システムから「電子書面完了のお知らせ」が受注者あてメールで配信されます。

(3) (2)に添付された電子契約書を必要に応じてダウンロードしてください。

### 【主な操作手順】



### 問い合わせ先

【電子契約システムの操作、不具合等に関すること】

電子印鑑 GMO サイン運営事務局

- ・電話番号 03-6415-7444（ヘルプデスク） 受付時間 10:00-18:00（土日及び祝日除く）
- ・メールアドレス [support@cs.gmosign.com](mailto:support@cs.gmosign.com)
- ・お問い合わせフォーム <https://www.gmosign.com/form/>

【みよし市の契約制度に関すること】

みよし市総務部総務課（契約検査担当）

- ・電話番号 0561-32-8006 受付時間 9:00-17:00（土日及び祝日除く）
- ・電子メール：[keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp](mailto:keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp)

## 電子保証の導入について

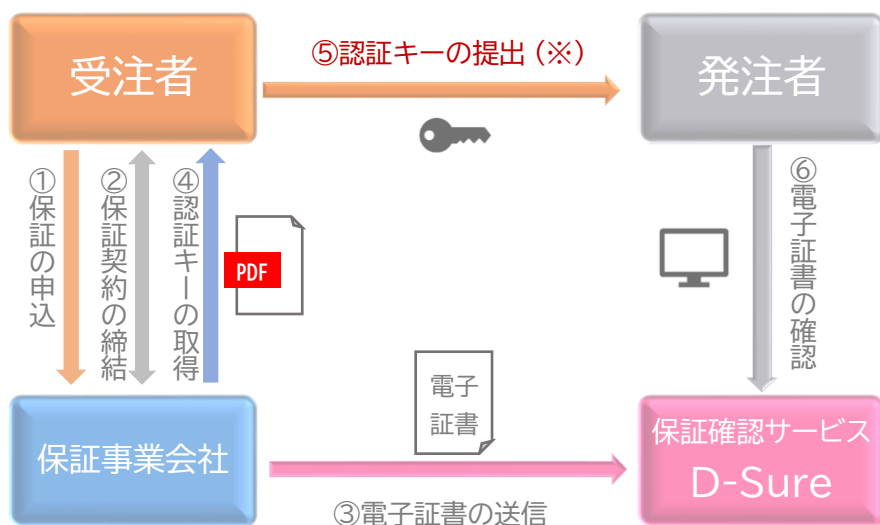
工事請負契約に係る契約保証及び前払金保証（中間前払金含む）について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取扱いを、令和6(2024)年12月から開始します。

### 1 電子保証の取扱いが可能な契約

令和6(2024)年12月15日以降に公告等を行う工事請負契約

※電子保証の運用開始後も、これまでどおり書面による保証証書の提出も可能です。

### 2 電子保証の仕組み及び提出方法の流れ



#### 「⑤認証キーの提出」の方法

##### (1)提出いただくもの

保証事業会社から提供された「電子保証に係る認証キーのお知らせ（PDF データ）」

##### (2)提出先 電子メールで提出してください。

ア 契約保証 …総務課契約検査担当 ([keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp](mailto:keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp))

イ 前払金保証・中間前払金保証 …各工事担当課メールアドレス

##### (3)電子メール送信時の注意事項

メールの件名を「【保証名称・認証キー】受注者名」とし、本文中に「①工事名 ②受注者担当者の職氏名 ③連絡先」を記載してください。（件名例：【契約保証・認証キー】〇〇〇株式会社）

※ 電子保証の申込方法等については、下記参照及び保証事業会社に直接お問い合わせください。

【電子方法の利用方法（保証事業会社 HP）】<https://www.ejcs.co.jp/e-surety/how-to-use/>

### 3 その他

契約保証のうち、現金納付、金融機関の保証、保険会社の履行保証保険及び公共工事履行保証証券については、従来どおりの取扱いとなります。

#### 【問い合わせ先】

みよし市総務課 契約検査担当  
TEL 0561-32-8006（直通）

#### 【電子保証に関すること】

東日本建設業保証株式会社 愛知支店  
TEL 052-962-3461（直通）

みよし市が発注する入札に参加される皆様へ

# 「みよし市公契約条例」に 御理解と御協力をお願いします！



みよし市が発注する全ての公契約（売買、賃借、請負、その他契約及び指定管理協定）に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保及び事業者の健全で安定した経営環境の確保を目的とした「みよし市公契約条例」を令和6（2024）年2月に施行いたしました。

特定公契約を始め、市が発注する全ての契約が本条例の対象となります。

## 1 条例の基本方針

- (1) 適正な積算による予定価格を設定し、公契約の品質と適正な履行を確保すること。
- (2) 地域社会の維持と社会的価値の向上に貢献する業者を適正に評価し、将来にわたる公契約の担い手の育成と確保に寄与すること。
- (3) 公契約の過程と内容の透明性、競争の公平性を確保すること。
- (4) 談合その他不正行為の排除を徹底すること。
- (5) 労働者等の適正な労働環境を確保すること。
- (6) 地域経済の活性化のため、競争性に配慮しつつ市内業者の受注機会の確保に努めること。

## 2 特定公契約の対象となる契約

- (1) 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の業務委託契約及び労働者派遣契約
- (3) 予定価格が1,000万円以上の指定管理協定のうち公募によるもの

## 3 特定公契約における受注者の義務

- (1) 特定公契約に従事する労働者に対して、市が独自に定める1時間当たりの賃金の最低額である「労働報酬下限額」以上の賃金を支払わなければなりません。
- (2) 賃金や労働時間等の労働条件が適正であることを確認するための「労働環境確認書」を市長（市民病院案件の場合は市民病院管理者）に提出しなければなりません。
- (3) 特定公契約の適用を受ける労働者がどのような方なのか、労働報酬下限額がいくらなのかなどを、労働者等に周知しなければなりません。

## 4 労働者による申出

- (1) 特定公契約に係る賃金が労働報酬下限額を下回る場合（未払いを含む）、労働者は、市長（市民病院案件の場合は市民病院管理者）又は事業者に対して、その旨を申し出ることができます。
- (2) 事業者は、申出者保護のため、当該労働者が申出をしたことを理由に解雇等の不利益な取扱いをしてはなりません。

## 5 条例に違反した場合

市は、特定公契約の事業者が条例の規定に違反した場合、違反した事業者の名称・所在地・違反した旨の公表、入札参加停止措置、契約の解除を行うことがあります。

問合せ：みよし市総務部総務課（契約検査担当）

電話 0561-32-8006

ファクシミリ 0561-32-2165

電子メール keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について

令和6(2024)年4月1日から適用  
(対象工事のみ令和7(2025)年6月1日に改正)

低入札価格調査制度

「低入札価格調査制度」とは最低の価格による入札をした者の入札価格が、あらかじめ設定した「低入札調査基準価格(当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準として定めた価格)」を下回った場合に、「低入札価格調査(落札の決定を保留して、契約内容に適合した履行が可能であるか否かを確認するための調査)」を行う制度です。  
低入札調査基準価格を設定する入札については「失格判断基準価格(低入札調査基準価格を下回った場合に、低入札価格調査を行うまでもなく、当該契約の内容に適合した履行がなされない」と判断して失格とする基準として設定する基準価格)」をあわせて設定します。

|                | 算出式                                      |   |                                                                                                                                                                  |                                 |
|----------------|------------------------------------------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 対象工事           | 総合評価落札方式による工事及び市長が認める建設工事                |   |                                                                                                                                                                  |                                 |
| 低入札調査基準価格の算定方法 | 下記 A から D の合計額(かつ、予定価格 75%から 92%の範囲内で設定) |   |                                                                                                                                                                  |                                 |
|                | 予定価格の 75%<br>(1,000 円未満端数切上げ)            | ≤ | <div>A. 直接工事費 × 0.97<br/>+ B. 共通仮設費 × 0.9<br/>+ C. 現場管理費 × 0.9<br/>+ D. 一般管理費 × 0.68<br/>(A～Dの各項目は1円未満四捨五入)<br/><hr/>AからDの合計額 = 低入札調査基準価格 (1,000 円未満端数切捨て)</div> | ≤ 予定価格の 92%<br>(1,000 円未満端数切捨て) |
| 失格判断基準価格の算定方法  | 下記aからdの合計額(かつ、予定価格 75%から 92%の範囲内で設定)     |   |                                                                                                                                                                  |                                 |
|                | 予定価格の 75%<br>(1,000 円未満端数切上げ)            | ≤ | <div>a. 直接工事費 × 0.9<br/>+ b. 共通仮設費 × 0.8<br/>+ c. 現場管理費 × 0.8<br/>+ d. 一般管理費 × 0.3<br/>(a～dの各項目は1円未満四捨五入)<br/><hr/>aからdの合計額 = 失格判断基準価格 (1,000 円未満端数切捨て)</div>    | ≤ 予定価格の 92%<br>(1,000 円未満端数切捨て) |

最低制限価格制度

「最低制限価格制度」とは、あらかじめ「最低制限価格(当該契約の内容に適合した履行を確保するため、その金額未満の入札をした者は落札者とし、ない基準価格)」を設定し、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格による入札を行った者を落札者とする制度です。

【工事】

|             | 算出式                                  |   |                                                                                                                                                               |                                 |
|-------------|--------------------------------------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 対象工事        | 設計金額が 200 万円を超える、低入札価格調査制度適用以外の建設工事  |   |                                                                                                                                                               |                                 |
| 最低制限価格の算定方法 | 下記aからdの合計額(かつ、予定価格 75%から 92%の範囲内で設定) |   |                                                                                                                                                               |                                 |
|             | 予定価格の 75%<br>(1,000 円未満端数切上げ)        | ≤ | <div>a. 直接工事費 × 0.97<br/>+ b. 共通仮設費 × 0.9<br/>+ c. 現場管理費 × 0.9<br/>+ d. 一般管理費 × 0.68<br/>(a～dの各項目は1円未満四捨五入)<br/><hr/>aからdの合計額 = 最低制限価格 (1,000 円未満端数切捨て)</div> | ≤ 予定価格の 92%<br>(1,000 円未満端数切捨て) |

※ 工事にかかる低入札調査基準価格及び最低制限価格については、平成 29(2017)年 4 月 1 日以降の発注案件からあいち電子調達共同システム(CALS/EC)「入札情報サービス」内で事後公表しています。

建設工事の受注者 様

みよし市長 小 山 祐  
( 公 印 省 略 )

「現場代理人の常駐義務の緩和について（通知）」の一部改正について（通知）

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 366 号）において、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請代金額や監理技術者等の専任を要する請負代金額等の引き上げ等を行うこととなりました。

つきましては、みよし市発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて、下記のとおり一部改正します。なお、本通知に伴い令和 4 (2022) 年 11 月 29 日付け 4 み総第 338 号「現場代理人の常駐義務の緩和について（通知）」の一部改正について（通知）については廃止します。

記

1 現場代理人を兼務できる工事

次の条件を全て満たす場合に工事現場に常駐しているものとして取扱い、現場代理人の複数の工事の兼務を認めます。

- (1) 兼務する工事が**みよし市の発注する工事**であること
- (2) 兼務する工事の**契約金額(税込)の合計が 4,500 万円(建築一式工事の場合は 9,000 万円) 未満**であること

※ なお、「密接な関係のある 2 以上の工事」及び「一体性のある 2 以上の工事」は本通知の適用を受けることなく同一の現場代理人とすることができます。

2 兼務できる工事の件数

兼務できる工事の件数は次に掲げるとおりとします。

- (1) 兼務する全ての工事が**契約金額 500 万円（建築一式工事の場合は 1,500 万円）未満**の工事である場合  
**件数の制限なし**
- (2) 兼務する工事に**契約金額 500 万円（建築一式工事の場合は 1,500 万円）以上**の工事が含まれる場合  
**3 件まで兼務可能**

3 現場代理人を兼務させる場合の手続

受注者は、現場代理人を兼務させる場合には、**兼務期間の始期日から 5 日以内**に、既契約工事と新たに契約する工事の担当課に「**現場代理人の兼務届**」を提出してください。

4 兼務させる場合の留意事項

(1) 兼務する工事への常駐義務

現場代理人は、次のア～キに掲げる場合を除き、作業が行われている工事現場を同時に不在にすることはできません。**（兼務する現場内のいずれかには必ず常駐することとしてください。）**

ア 市又は関係機関との協議・打ち合わせ等

イ 工事施工のため、やむを得ず工事現場を離れる場合

- ウ 法定休暇、労使協定又は就業規則の定めによる休暇及び傷病等による休暇の場合
- エ 研修を受講する場合
- オ 現場責任者会議（職長会議）等の会社が開催する会議に出席する場合
- カ 兼務する工事現場間を移動中の場合
- キ その他、市監督員の承認を受けたやむを得ない事情の場合

## (2) 連絡員の設置

兼務で配置をした工事については、現場に常駐する者の中から連絡員を定めることとし、連絡員は不在の現場代理人に代わり現場の運営、取締りを行うほか、不測の事態が発生したときは、速やかに現場代理人に連絡し、指示をうけてください。なお連絡員については資格を問いません。（工事の主たる部分を下請負する業者の職長を連絡員とすることを可とします。）

## (3) 連絡体制

現場代理人は、現場作業がおこなわれているときは、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、市及び連絡員との連絡に支障をきたさないようにしてください。

## (4) 安全管理

兼任配置としたことによる安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、現場における安全管理にはより一層配慮することとし、現場作業が行われているときは、兼務する全ての現場に1日に1回以上出向き、現場代理人として必要な職務を行い、記録をしてください。

## (5) 営業所の専任技術者との兼務について

営業所の専任技術者（建設業法第7条第2項に定められている、建設業の許可の要件として、営業所ごとに置かなければならない専任の技術者）と現場代理人の兼務は認めません。

## (6) 主任技術者との兼務について

同一工事における現場代理人と主任技術者（監理技術者）との兼務は可能です。

また、みよし市発注の専任義務のない工事（契約金額が4,500万円（建築一式工事においては9,000万円）未満の工事）の主任技術者との兼務も可とします。

## 5 現場代理人の兼務の解除について

次のいずれかに該当した場合、市は現場代理人の兼務配置の解除を命じることができるものとします。

- (1) 兼務する工事の工事現場において、作業事故が発生した場合
- (2) 兼務する工事の工事現場において、苦情が頻繁に発生し、苦情の原因が施工管理体制の不備であると市が判断した場合
- (3) 特別な理由がなく、工事施工中の現場のいずれにも常駐していない場合
- (4) 特別な理由がなく、工事施工中の現場に1日に1回も出向いていない場合

## 6 適用時期

本通知は、令和7（2025）年2月1日以降に契約を締結する工事から適用します。

なお、適用日前に契約した工事の現場代理人についても、兼務の要件に適合する場合は、本通知の適用により新規工事の現場代理人となることができます。

○建設業団体の長に対して、資金需要の増大が予想される夏期・冬期に、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等を要請するもの。（今年度の冬期分は令和7年12月16日発出）

## 通達の概要

### （１）下請負人が建設工事の注文者に交付する見積書

- 見積書を踏まえた双方の協議による適正な手順にて下請代金を設定
- 請負代金の額を除く請負契約書の記載事項を明示
- 下請代金は材料費等に加え、一般管理費、建設副産物の運搬や処理に要する費用等必要な諸経費を適切に考慮し設定
- 改正建設業法第20条第1項の規定を踏まえ、材料費等を内訳明示した材料費等記載見積書の作成に努める

### （２）原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保

- 価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の変更の算定方法に関する定めを契約書面に記載
- 工期又は請負代金の額を変更する際にも書面での契約変更を徹底
- 請負代金に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある場合は、受注者から注文者に対し請負契約の締結前までにその旨を通知しなければならず、当該事象の発生後受注者が請負代金の変更協議を申し出た場合は、上記通知の有無に関わらず注文者は誠実に応じること
- 独禁法上の、優越的地位の濫用の要件に該当するおそれがある行為についても留意

### （３）社会保険加入の徹底と一人親方との取引等の適正化

- CCUS登録事業者を下請負人として選定することを推奨、社会保険加入状況の確認に原則CCUSを活用
- 元請負人は一人親方が現場作業に従事する際の実態を確認し、労働者に当てはまる働き方になっている場合は、雇用契約の徹底を促す
- 下請負人は材料費等を適切に反映した請負代金で一人親方と書面にて契約を行うことを徹底

### （４）通常必要と認められる材料費等の確保

- 建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」の適正な確保
- 雇用する技能者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、社会保険への加入を徹底

- 請負代金内訳書に法定福利費の事業主負担分や材料費、労務費等の内訳明示する規定を新設した建設工事標準請負契約約款等の活用

### ○ 契約の相手方の選定には建設技能者を大切する自主宣言制度の宣言企業であることを考慮

- 発注者と受注者それぞれが「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った行動を行う
- 「安全衛生対策項目の確認表」の作成、「『労務費に関する基準』の運用方針」の別紙「様式例」等により、労務費や必要経費等を内訳明示した標準見積書を作成・活用
- 建退共制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費、下請負人の資金繰りや雇用確保への配慮
- 建退共電子申請専用サイトのリニューアル・CCUSとの自動連携機能の実装に伴い、事務負担の軽減、確実な掛金納付の実施につながるCCUSと連携した電子ポイント方式の積極的な活用

### （５）建設工事の請負契約の締結

- 建設工事着工前の書面による契約締結の徹底
- 建設工事標準下請契約約款又は準拠した契約書の利用
- 取引において立場が強い元請負人から適切な内容の契約書面を提示することが望ましい
- 建設リサイクル法対象工事は、必要事項を書面で相互交付

### （６）建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

- 下請契約においても、適正な工期の確保や適正な請負代金の設定を行い、週休2日の確保や長時間労働の是正などに努める
- 著しく短い工期の禁止、前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せが生じないように工程管理
- 受注者は、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りを作成し、発注者に提出するよう努め、発注者はその内容を確認し尊重
- 業務の繁閑が大きい場合は労使協定により1年単位の変形労働時間制を導入し、労働時間を柔軟に設定することが可能

## 通達の概要

### (7) 施工管理の徹底

- 発注者の信頼に応える適切な施工計画、施工体制の十分な確保、工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理、安全管理等一層の徹底
- 施工体制台帳及び施工体系図（デジタルサイネージ等 I C T 機器を含む）の作成、備え置きの徹底
- 主任技術者の専任等の取り扱いに十分留意

### (8) 検査及び引渡し

- 工事完成通知日から20日以内で、できる限り短期間に検査を完了
- 検査完了後、下請負人から申し出があったときは、直ちに引渡し

### (9) 適切な下請代金の支払

- 少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）を現金払とするよう支払条件を設定
- 手形等の現金化にかかる割引料等のコストなどを十分協議した上で明示し、一方的に下請負人の負担としない
- 令和8年の手形の利用廃止等に向けて、振込払及び電子記録債権への移行・手形期間の短縮等の取り組みを進めていくよう努める
- 特定建設業者は、一般の金融機関による割引困難な手形の交付の禁止
- 令和6年11月から、60日を超える手形は「割引困難な手形」に違反するおそれがあるものとして指導対象となったことに留意
- 下請法の改正により、令和8年1月から製造委託等の代金の支払いにおいて、手形の交付が禁止されること等に留意
- 支払を受けた日から1月以内でできる限り短期間での支払
- 特定建設業者は、完成を確認した後、引渡しの申出日から50日以内で、できる限り短期間での支払
- 前払金受領時の適正な支払及び中間前金払制度の積極的な活用
- 正当な理由のない長期間の支払保留の禁止

### (10) 下請負人への配慮等

- 全ての下請負人に対し、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えない
- 特定建設業者は、下請負人による技能者への賃金不払の防止に努めるなど下請契約の関係者保護に特に配慮
- 下請負人を「協力会社」等と呼称されているが、改正下請法において「下請」等の用語の見直しが行われていることに留意

### (11) 技能者への適正な賃金の支払

- 公共工事設計労務単価の上昇（13年連続）等を踏まえ、技能労働者に対する適正な賃金を支払われるよう最大限努める
- 建設業との賃上げ等に関する車座対話において、技能者の賃上げについて「おおむね6%の上昇」を目標とすることを申し合わせ
- 「労務費に関する基準」において適正な賃金として「CCUSレベル別年収」が位置づけられ、目標値が個々の技能者に支払われるよう努める
- 個々の取引において技能労働者に適正な賃金が支払われるよう、請負契約の締結にあたり、コミットメント条項を積極的に導入

### (12) 免税事業者等との適正な取引

- 自己の取引上の地位を不当に利用し、一方的に消費税相当額の一部（全部）を支払わない行為や優越した地位を濫用した行為は、建設業法、独禁法の規定に違反するため十分留意
- 下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について、下請負人と十分な協議を行い、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格を設定

### (13) 国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

- 監督行政庁への通報を理由とした取引の停止など不利益な取扱いの禁止

### (14) 「駆け込みホットライン」等の周知

- 「駆け込みホットライン」にて受け付けた情報は、建設Gメンによる調査を行う際の端緒情報や許可行政庁への情報提供に利用している。
- 「駆け込みホットライン」の機能を拡充し、通報・相談先の確認が簡単にできる環境を整備
- 品確法や価格転嫁に関する相談等を受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用及び周知

### (15) 建設工事の関係者への配慮

- 下請中小企業振興法振興基準の観点から、建設工事の関係者（資材業者・賃貸業者・警備業者・運送事業者・建設関連業者等）との取引においても、振興基準に示す事項の配慮
- 下請法の改正により、令和8年1月から手形の交付が禁止されること、改正振興基準により、銀行口座への振込手数料を差し引いてはならないとされることに十分留意